控除項目	記入方法	控除額	内　容		控除額
寡婦控除	3の⑰に☑	4の⑰	㋑：夫と離婚した後に再婚していない人のうち、子以外の扶養親族を有しており、合計所得が500万円以下の場合 ㋺：夫と死別した後に再婚していない人や夫が生死不明な人のうち、合計所得が500万円以下の場合		26万円
ひとり親控除	3の⑱に☑	4の⑱	未婚の人や配偶者と死別・離婚した後に再婚していない人、配偶者の生死が不明な人のうち、扶養する子を有しており、合計所得が500万円以下の場合		30万円
勤労学生控除	3の⑲に☑ 所属学校名	4の⑲	学校教育法に規定する学校などの学生で、自己の勤労に基づく給与所得等（事業所得・雑所得・退職所得・給与所得）を有し、合計所得が85万円以下で、かつ自己の給与所得等以外の所得が10万円以下の場合		26万円
障害者控除	本人の場合： 3の⑳に☑ 被扶養者の場合： 3の㉑・㉒・㉓・㉔の該当箇所に☑	4の⑳	普通障害	㋑：障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人など ㋺：上記㋑と同等である旨の認定を受けている人など	26万円
			特別障害	上記のうち、手帳の等級が【身体障害１・２級、精神障害１級、療育A】の人など	30万円 同居の時53万円
	※扶養控除対象外の16歳未満の扶養親族でも控除できます。配偶者特別控除対象の配偶者、特定親族特別控除対象の親族は控除できません				

申告書はインターネットからダウンロード、印刷ができます

●「市･県民税申告書」は市のウェブサイトから印刷できます。

南魚沼市　市・県民税申告書

●「確定申告書」・「収支内訳書」・「医療費控除の明細書」などの様式は国税庁のウェブサイトから作成し、印刷できます。

国税庁　申告書様式

所得税の確定申告は「確定申告書等作成コーナー」の利用が便利です

●スマートフォンやパソコンを使って確定申告書の作成や提出ができます。

画面の案内に沿って入力すると、所得金額や税額が自動計算されます。
決算書や収支内訳書も作成できます。マイナンバーカード等を使って作成し、e-Tax（イータックス）で提出（電子申告）する方法、事前登録なしで作成を行い書面印刷して提出する方法があります。
また、マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されます。ぜひご利用ください。

国税庁　作成コーナー

お問合せ：e-Tax・作成コーナーヘルプデスク　☎0570-01-5901（土日・祝日を除く）